

(メール通知)  
30 障第 1943 号  
平成 31 年 1 月 21 日

指定障害福祉サービス事業所等  
設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部  
生きがい推進局障がい福祉課長  
〔 公 印 省 略 〕

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に  
係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について

平素から、本県の障がい保健福祉施策の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について、現在、別紙告示のとおり、事業所等を新設後 1 年間は、実務経験者であるものについて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として受講すべき研修を修了しているものとみなす規定が設けられております。

この規定（猶予措置）は、別添の厚生労働省事務連絡のとおり、今年度末（平成 31 年 3 月 31 日）をもって終了となり、平成 31 年 4 月 1 日以降、新設の事業所等におけるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は、実務経験者かつ研修修了者であることが必要となりますので、事業所等を新設する際にはご留意ください。

また、今年度（平成 30 年度）新設した事業所等において、研修修了者でないサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を現在配置している場合、平成 31 年 4 月 1 日以降は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の基準を満たさなくなりますので、十分ご注意ください。

なお、来年度の研修の開催日程については、現在のところ未定です。日程が決まりましたら本県ホームページに掲載しますので、随時ご確認ください。

おって、平成 30 年度集団指導（愛媛県・松山市開催）でお知らせしておりますが、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に関する研修体系等の見直しが予定されており、それに伴い、要件が変更される見込みですので、ご承知ください。現在の見直し予定については、別添の厚生労働省事務連絡別紙 2をご覧ください。

(参考)

○愛媛県ホームページ

(愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修開催のお知らせ)

[https://www.pref.ehime.jp/h20700/1196983\\_1958.html](https://www.pref.ehime.jp/h20700/1196983_1958.html)

(サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修実施のお知らせ)

[https://www.pref.ehime.jp/h20700/1197447\\_1958.html](https://www.pref.ehime.jp/h20700/1197447_1958.html)

(平成 30 年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料)

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/syudanshidou/30syudanshido.html>

〔 ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 > 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせの「★お知らせ一覧」のうち、「障がい福祉に関する各種研修情報」、「指定障害福祉サービス事業者等の集団指導の実施について」をご覧ください。 〕

(補足)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合に、当該事由の発生日から 1 年間、実務経験者である場合は研修修了者でなくてもサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件を満たす措置については、来年度以降も適用されます（変更なし）。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課  
障がい支援係 菊地  
TEL 089-912-2424  
FAX 089-931-8187  
※指定申請・変更届については、各地方局地域福祉課へ、  
研修開催については、当課障がい政策係（912-2422）へ  
お願いします。

## 【サービス管理責任者の要件に係る告示（引用）】

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

- 1 ロ 指定障害福祉サービス事業所又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して 1 年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合には、平成 31 年 3 月 31 日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ（1）（二）、（2）（二）、（3）（二）、（4）（二）及び（5）（以下）の要件（研修修了要件）を満たしているものとみなす。

### イ（1）（二） 【生活介護又は療養介護】

**介護に関する分野**のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、a 又は b のいずれかの要件を満たしていること。

#### a 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者（※a）であること。

※a 相談支援従事者基準（平成 24 年厚生労働省告示第 225、226、227 号）に定める相談支援従事者初任者研修のうち別表第 2 に定める内容 又は 平成 24 年に廃止前の旧相談支援従事者基準（平成 18 年厚生労働省告示第 549 号）に定める相談支援従事者初任者研修のうち、平成 24 年に改正前のサービス管理責任者基準の別表第 2 に定める内容 を行う研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のこと。

#### b 旧障害者ケアマネジメント研修修了者（※b）であること。

※b 告示適用前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧相談支援従事者基準別表第 2 に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ平成 24 年 4 月 1 日前に当該科目の講義を修了（受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）し、当該研修及び講義を修了した旨の証明書の交付を受けた者のこと。

### イ（2）（二） 【自立訓練（生活訓練）、自立生活援助又は共同生活援助】

**知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野**のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

### イ（3）（二） 【自立訓練（機能訓練）】

**身体障害を有する者の地域生活に関する分野**のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

### イ（4）（二） 【就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援】

**就労に関する分野**のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

### イ（5） 【施設入所支援】

指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害福祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者であること。

## 【児童発達支援管理責任者の要件に係る告示（引用）】

○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

- 3 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して 1 年間（当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合にあっては平成 31 年 3 月 31 日までの間）は、前号（以下）の要件（研修修了要件）を満たしているものとみなす。

### 2 【障害児通所支援、障害児入所支援】

**児童発達支援管理責任者研修**を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、イ又はロのいずれかの要件を満たしていること。

#### イ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者（※a）であること。

※a 相談支援従事者基準（平成 24 年厚生労働省告示第 225、226、227 号）に定める相談支援従事者初任者研修のうち別表第 2 に定める内容 又は 平成 24 年に廃止前の旧相談支援従事者基準（平成 18 年厚生労働省告示第 549 号）に定める相談支援従事者初任者研修のうち、平成 24 年に改正前のサービス管理責任者基準の別表第 2 に定める内容 を行う研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のこと。

#### b 旧障害者ケアマネジメント研修修了者（※b）であること。

※b 告示適用前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧相談支援従事者基準別表第 2 に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ平成 24 年 4 月 1 日前に当該科目の講義を修了（受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）し、当該研修及び講義を修了した旨の証明書の交付を受けた者のこと。